

世田谷区の「医療費融資制度」に対する
「医療費利子補給制度」の概要

1 「医療費利子補給制度」導入の目的

本制度は、区民のがん治療の選択肢を広げるとともに、患者等の経済的負担の増大を防止することで、区民の安全性を確保しつつ、多くのがん患者が有効な治療を受けられる一助とする。

2 対象となる医療

厚生労働大臣が定める第2項先進医療技術及び第3項先進医療技術（参照）のうち、がんの治療を目的とした先進医療とする。

「第2項先進医療技術」

- ・未承認、適応外の医薬品、医療機器の使用を伴わない医療技術
- ・未承認、適用外の体外診断薬の使用を伴う医療技術等であって当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの

「第3項先進医療技術」

- ・未承認、適応外の医薬品、医療機器の使用を伴う医療技術
- ・未承認、適応外の医薬品、医療機器の使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの

3 利子補給の対象となるがん患者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国内で、対象となる医療（がんの先進医療）を受ける予定のある者で、区が指定する信用金庫等の医療費融資制度を活用する者
- (2) 区内に住所を有する者であって、承認申請書を区長に提出した日から過去1年以上区内に住所を有している者
- (3) 住民税を滞納していない者

4 申請できる者

対象者及びその親族（ただし、3親等以内の親族に限る）、または利子補給対象者と同一世帯に属する者（利子補給対象者以外の場合は患者本人の事前承諾が必要）。

5 申請期間

当該年の1月1日から12月31日までの間に金融機関に対して実際に支払った年間利子支払額について、翌年2月末日までに申請する。